

株主等変動計算書

事業者名 _____

年 月 日から 年 月 日まで

(単位 円)

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計		
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益			土地再評価差額金	評価・換算差額等合計
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
							××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高																		
当期変動額																		
新株の発行																		
剰余金の配当																		
当期純利益																		
自己株式の処分																		
.....																		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																		
当期変動額合計																		
当期末残高																		

(記載上の注意)

- この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。
- 株主資本の各項目は、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとに記載すること。変動事由及び金額の記載は、おおむね貸借対照表における記載の順序によること。
- 株主資本以外の項目について、当期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、おおむね貸借対照表における記載の順序によること。
- その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 当期首残高は、遡及適用又は誤謬^{ごびゅう}の訂正をした場合にあつては、当期首残高及びこれらに対する影響額を記載する

こと。

- 8 配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日を付記すること。
- 9 配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとに配当財産の種類並びに配当財産の帳簿価額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日を付記すること。
- 10 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものについては、配当の原資及び第8号又は第9号に準ずる事項を付記すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。